

熊本市寝具無料乾燥事業実施要綱

制定	昭和53年	7月	1日	
改正	平成10年	7月	1日	
	平成12年	6月	1日	
	平成17年	5月	1日	健康福祉局長決裁
	平成19年	4月	1日	健康福祉局長決裁
	平成20年	4月	1日	健康福祉局長決裁
	平成21年	6月	1日	健康福祉局長決裁
	平成22年	6月	1日	高齢介護福祉課長決裁
	平成22年10月	8日		高齢介護福祉課長決裁
	平成23年	5月23日		健康福祉局長決裁
	平成24年	4月20日		健康福祉子ども局長決裁
	令和5年	4月	1日	高齢福祉課長決裁
	令和7年	4月	1日	高齢福祉課長決裁
	令和8年	4月	1日	高齢福祉課長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、事業実施年度に65歳以上となる在宅の単身世帯、高齢者のみの世帯で、老衰・心身の障がいや疾病等の者（以下「ひとり暮らし等高齢者」という。）並びに在宅の重度の障がいを有する者で、寝具類の衛生管理が困難な方に対し、寝具乾燥を行い清潔を保持し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 重度の障がいを有する者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳を所持し、その障がいの程度が1級若しくは2級である者、熊本県療育手帳交付要項（平成8年3月25日制定）第1条に規定する療育手帳若しくは熊本市療育手帳制度要綱（平成24年3月26日制定）第1条に規定する療育手帳を所持し、その障がいの程度がA1若しくはA2である者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持し、その障がいの程度が1級である者をいう。

(2) 寝具乾燥 ひとり暮らし等高齢者又は重度の障がいを有する者の寝具を無料丸洗い殺菌乾燥することをいう。

(利用者)

第3条 この要綱に基づき寝具乾燥を利用する者は、本市に居住するひとり暮らし等高齢者又は重度の障がいを有する者で、対象者世帯の当該利用年度分の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。）が非課税又は生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受給中であり、かつ、本人及びその属する世帯の家族等の心身の状況を勘案し、当該世帯の者が、寝具類の衛生管理を行うことが困難であると市長が認めた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、ひとり暮らし等高齢者又は重度の障がいを有する者が次の各号に掲げるいずれかの状態にあるときは、この要綱による寝具乾燥の対象としない。

(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条に該当する老人福祉施設に入所しているとき

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に該当する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院に入所しているとき若しくは医療施設に入院しているとき

(3) 老人福祉法第29条に該当する有料老人ホームで、介護保険法第8条第11項に基づく特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設に入所しているとき

(4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条に該当するサービス付き高齢者向け住宅で、介護保険法第8条第11項に基づく特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設に入所しているとき

(5) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「自立支援法」という。）第5条第12項に規定する障害者支援施設又は同法附則第21条に規定する特定旧法指定施設に入所しているとき

(6) 自立支援法第5条に規定する療養介護、共同生活介護又は共同生活援助を利用しているとき

(寝具乾燥の対象及び仕様)

第4条 寝具乾燥の対象となる寝具は、次の各号に掲げるもので、利用者が現に使用しているものとし、寝具乾燥の仕様は、丸洗い殺菌乾燥及び消毒丸洗い殺菌乾燥とする。

- (1) 掛布団
- (2) 敷布団

(実施の方法)

第5条 市長は、寝具乾燥の業務をクリーニング業者（クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第3条に定める業者）に委託して行うものとする。

- 2 寝具乾燥の実施回数は、利用者1人につき年1回とする。
- 3 寝具乾燥は、掛布団、敷布団それぞれ1枚以内とする。

(申請等)

第6条 寝具乾燥を利用しようとする者又はその家族等は、市長が定める期間内に寝具乾燥申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適当であると認めるときは、当該申請者に寝具乾燥利用券（第2号様式）を交付するものとする。

(届出)

第7条 寝具乾燥の利用者は、次の各号の一に該当するときは、市長に対し速やかにその旨を届けなければならない。

- (1) 感染性疾患に罹患したとき。
 - (2) 第3条第2項各号に掲げるいずれかの状態に至ったとき。
 - (3) おおむね6ヶ月以上にわたり入院することがみこまれるとき。
 - (4) 本市以外に住所を変更したとき。
 - (5) 自ら寝具乾燥の利用を辞退したとき。
 - (6) 前各号のほか寝具乾燥の必要がなくなったとき。
- 2 寝具乾燥の利用者は、前号に掲げる場合のほか、本市において住所を変更したときは、その旨を市長に届けなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

寝具乾燥申請書

年 月 日

熊本市長様

申請者 住所 熊本市 _____
 氏名 _____
 利用者との関係 _____
 電話 () _____

次のとおり寝具乾燥の申請をいたします。
 なお、この申請書に関し、市民税課税状況を調査・閲覧されることに同意します。

利用者	住所	熊本市			電話 (携帯)	
	氏名					
	生年月日	年 月 日	年齢	歳		
世帯の状況		1 単身世帯 ・ 2 高齢者世帯 ・ 3 その他 ()				
障害者手帳等						
感染性疾患						
☆現在の状況						
寝具乾燥を希望するもの 1 掛布団 2 敷布団						
貸し出しを希望するもの 1 掛布団 2 敷布団						
世帯の状況	氏名	続柄	年齢	職業	備考	

※重度の障がい者の方等は、(身体障害者・療育・精神保健福祉)手帳をご提示下さい。

様

熊本市

寝具乾燥利用券

- この券で下記の実施内容の丸洗い乾燥ができます。
- 乾燥の日程は、おって、業者から通知があります。(この券をお見せください。)

氏名		
生年月日		
住所		
業者名		TEL
実施時期		
実施内容	掛布団	※どちらかに○をつけてください。 丸洗い殺菌を 希望する ・ 希望しない
	敷布団	丸洗い殺菌を 希望する ・ 希望しない

(注) 次の事項に該当したときは速やかに連絡してください。

- 1 感染性疾患に罹患したとき
- 2 養護老人ホーム、介護保険施設、特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム、障害者支援施設に入所したとき
- 3 6か月以上にわたり入院することが見込まれるとき
- 4 本市以外に住所を変更したとき
- 5 自ら寝具乾燥の利用を辞退したとき
- 6 そのほか寝具乾燥の必要がなくなったとき

実施済記名欄	
--------	--

※布団類が戻ってきましたら、上の欄に記名し、業者はこの利用券をお渡してください。